

総合都市交通戦略の位置づけについて

1 総合都市交通戦略の策定経緯

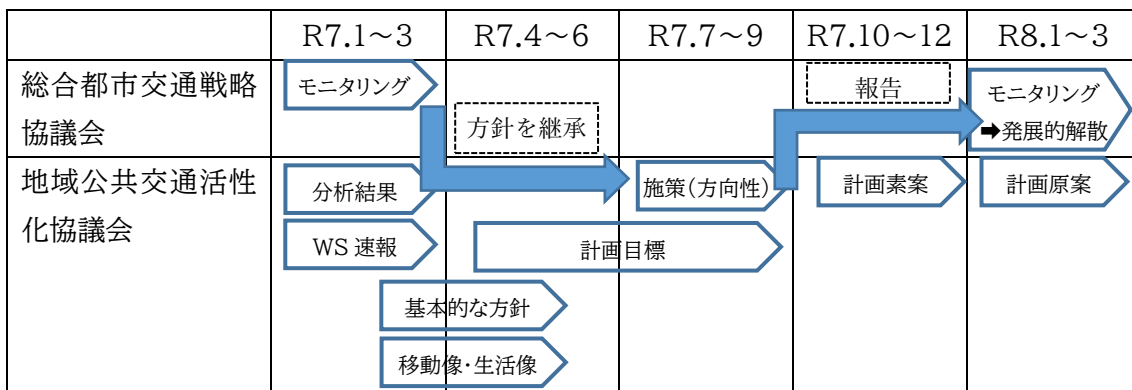
- 平成20年度に、人口減少や超高齢化社会へ対応し、持続可能な都市経営を行うため、第3次長期総合計画、都市計画マスタープラン等を踏まえて策定。
- 交通需要の拡大に対応して整備を実施する需要追随型の都市交通施策展開から、目指す将来都市像を描き、それを実現するために、ハード施策とソフト施策が一体となって、効率的・重点的な施策を実施する目標達成型の都市交通施策展開を目指した。
- 総合都市交通戦略に位置付けられた事業へ都市・地域交通戦略推進事業補助を活用することで市財政負担を軽減(例:西武立川駅の駅舎改良等)
- 平成25年度に、第4次長期総合計画の策定に先立ち、新たな時代における都市活動とそれを支える交通のビジョンとして立川市交通マスタープランを策定。
- 平成27年度に、交通マスタープランに示される都市活動とそれを支える交通のビジョンの実現に向けて、将来像を明確にし、新たに取り組む施策の実実施計画を定めることを目的として改定。短期(概ね5年)、中期(概ね10年)に実施すべき施策を位置付けた。

2 地域公共交通計画の策定に着手

- 令和6年7月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)第6条に規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会として、「立川市地域公共交通活性化協議会」を設置。
- 地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組を実施するため、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担う。
- 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う合議体で、令和8年度を開始年度とする立川市地域公共交通計画の策定を進めている。

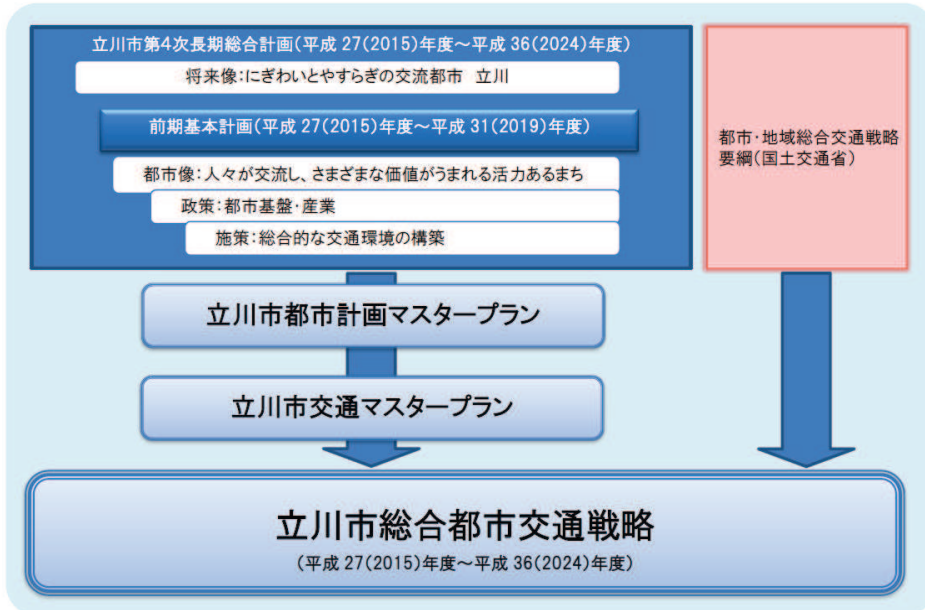
3 地域公共交通計画(地域公共交通活性化協議会)へ役割を継承

- 地域公共交通計画において、将来像等が新たに設定されることや、施策内容や協議会の構成メンバーの多くが重複することなどから地域公共交通計画を総合都市交通戦略としても位置付ける方向で調整する。
- 総合都市交通戦略協議会は来年度のモニタリングをもって解散とし、施策検討は地域公共交通活性化協議会で実施(予定)。



総合都市交通戦略の位置づけ

【現行】



【令和 8 年度以降】

